

改正案

現行

<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第十三条の四まで（現行のとおり）</p> <p>（特定家庭用機器）</p> <p>第十三条の五 条例第二十五条の四第一項に規定する規則で定める家庭用電気機器等は、未使用の機械器具で、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「省エネ法」という。）第七十九条第一項に規定する製造事業者等が製造し、又は輸入するものうち、次に掲げるものとする。</p> <p>一 から三まで（現行のとおり）</p> <p>（省エネルギー性能等の表示）</p> <p>第十三条の六 条例第二十五条の五第一項に規定する規則で定める台数は、次の各号に掲げる機械器具ごとに五台とする。</p> <p>一 から五まで（現行のとおり）</p> <p>2 条例第二十五条の五第一項に規定する規則で定める省エネルギー性能等を示す事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 から九まで（現行のとおり）</p> <p>第十四条から第八十二条まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一から別表第二十まで（現行のとおり）</p> <p>別記第一号様式から別記第三十七号様式の丙まで（現行のとおり）</p> <p>別記第二十八号様式</p> <p>（表）（現行のとおり）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第十三条の四まで（略）</p> <p>（特定家庭用機器）</p> <p>第十三条の五 条例第二十五条の三第一項に規定する規則で定める家庭用電気機器等は、未使用の機械器具で、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「省エネ法」という。）第七十九条第一項に規定する製造事業者等が製造し、又は輸入するものうち、次に掲げるものとする。</p> <p>一 から三まで（略）</p> <p>（省エネルギー性能等の表示）</p> <p>第十三条の六 条例第二十五条の四第一項に規定する規則で定める台数は、次の各号に掲げる機械器具ごとに五台とする。</p> <p>一 から五まで（略）</p> <p>2 条例第二十五条の四第一項に規定する規則で定める省エネルギー性能等を示す事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 から九まで（略）</p> <p>第十四条から第八十二条まで（略）</p> <p>別表第一から別表第二十まで（略）</p> <p>別記第一号様式から別記第三十七号様式の丙まで（略）</p> <p>別記第二十八号様式</p> <p>（表）（略）</p>
---	--

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(抜すい)

- 第 153 条 知事は、第 6 条第 4 項、第 7 条の 3 第 3 項、第 7 条の 4 第 2 項、第 8 条の 2 第 1 項及び第 4 項、第 8 条の 3、第 9 条第 1 項並びに第 156 条第 1 項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、地球温暖化対策事業者、計画書案提出事業者又は計画書提出事業者の同意を得て、その設置し、又は管理している事業所、事務所その他の場所に立ち入り、温室効果ガスの排出の抑制に係る措置の実施状況について調査させることができる。
- 2 知事は、第 24 条及び第 25 条並びに第 156 条第 1 項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定建築主又はマンション販売受託者の同意を得て、その特定建築物等、事務所その他の場所に立ち入り、配慮指針に基づく環境への配慮のための措置又はマンション環境性能表示の実施状況について調査させることができる。
- 3 知事は、第 25 条の 7、第 25 条の 8 及び第 156 条第 1 項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定家庭用機器販売事業者の同意を得て、その販売店、事務所その他の場所に立ち入り、特定家庭用機器の省エネルギー性能等を示す事項の掲出の実施状況について調査させることができる。
- 4 前 3 項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、地球温暖化対策事業者、計画書案提出事業者、計画書提出事業者、特定建築主、マンション販売受託者、特定家庭用機器販売事業者その他の関係人に提示しなければならない。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(抜すい)

- 第 153 条 知事は、第 6 条第 4 項、第 7 条の 3 第 3 項、第 7 条の 4 第 2 項、第 8 条の 2 第 1 項及び第 4 項、第 8 条の 3、第 9 条第 1 項並びに第 156 条第 1 項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、地球温暖化対策事業者、計画書案提出事業者又は計画書提出事業者の同意を得て、その設置し、又は管理している事業所、事務所その他の場所に立ち入り、温室効果ガスの排出の抑制に係る措置の実施状況について調査させることができる。
- 2 知事は、第 24 条及び第 25 条並びに第 156 条第 1 項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定建築主又はマンション販売受託者の同意を得て、その特定建築物等、事務所その他の場所に立ち入り、配慮指針に基づく環境への配慮のための措置又はマンション環境性能表示の実施状況について調査させることができる。
- 3 知事は、第 25 条の 6 及び第 25 条の 7 並びに第 156 条第 1 項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定家庭用機器販売事業者の同意を得て、その販売店、事務所その他の場所に立ち入り、特定家庭用機器の省エネルギー性能等を示す事項の掲出の実施状況について調査させることができる。
- 4 前 3 項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、地球温暖化対策事業者、計画書案提出事業者、計画書提出事業者、特定建築主、マンション販売受託者、特定家庭用機器販売事業者その他の関係人に提示しなければならない。